

次のとおり公募型プロポーザルの実施について通知いたします。

令和 8 年 6 月 3 日

安芸太田町長 橋 本 博 明

## 1 プロポーザルの目的

「安芸太田町第 10 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の策定を行うため、「安芸太田町第 10 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定業務」の発注に当たり、令和 7 年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び各種調査結果を活用し、事業を効果的に活用させるために優れた企画を提案し、かつ、実施可能な受注候補者（優先交渉権者）を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務概要等

- (1) 業務名 安芸太田町第 10 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 提案上限額 3,905,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで（検査期間を含む。）

## 3 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

### (1) 共通事項

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合、裁判所から更生手続き開始決定がされている者であること。

ウ 当該業務の公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県又は安芸太田町の指名除外措置又は下請制限措置の対象となっていないこと。

### (2) 競争入札参加資格に関する事項

次の掲げる要件のいずれかを満たしていること。

ア 令和 7・8 年度安芸太田町競争入札参加資格審査を申請した者で、次の掲げる資格の認定を受けていること。

資格区分	業種区分/営業品目
物品等	計画策定・調査（30201：計画策定） （30202：調査・研究・検査・分析）

## 4 審査概要

審査は、参加資格の確認及び実績等を評価する1次審査（書類）と、提案内容を評価する2次審査（プレゼンテーション）の2段階で行うものとする。

## 5 参加希望書の提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加希望書を提出すること。

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加希望書（様式1）

イ 事業所概要等（様式2-1、様式2-2、様式2-3）

なお、上記書類は、ホチキス綴じで提出するものとし、記載欄に記載しきれない場合は別紙を付すこと。

また、記載内容の確認ができない場合は、実績を証明する書面の写しなど追加資料の提出を求めることがある。

様式2-1、2-2、2-3における同種業務とは「高齢者福祉計画2022・第10期介護保険事業計画策定業務」を、類似業務とは「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務」を指す。

### (2) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時まで

### (3) 提出先

安芸太田町役場健康福祉課 介護保険係

〒731-3622 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地

電話 (0826)25-0250

FAX (0826)22-0686

メール kenkofukushi@town.akiota.lg.jp

### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達した簡易書留郵便によるものに限る。

### (5) 参加資格確認結果の通知

1次審査として、参加資格と実績等に関する書類選考により、3者程度を選定し、選定された者（以下、「プロポーザル参加者」という。）には、令和8年6月30日（火）午後5時までにFAX又は電子メールにより通知する。

なお、選定基準の詳細は非公表とし、選定結果についての異議申立ては一切受付けない。

### (6) プロポーザル参加者の選定基準

ア 事業所実績（実績等）

イ 管理責任者実績（実績、手持業務量等）

ウ 担当者実績（実績、手持業務量等）

事業所実績は過去5年以内のものに限る。

## 6 参加希望書に関する質問書の提出手続等

参加希望書の作成又は提出に関する質問がある場合は、原則、書面（任意様式）により提出することとする。

- (1) 質問書の提出期限  
令和8年6月10日（水）午後5時まで
- (2) 提出先  
第5項（3）に同じ。
- (3) 提出方法  
FAX又は電子メール
- (4) 回答方法  
随時、質問者に対して、FAX、電子メール又は口頭等により回答する。

## 7 提案書の作成方法

提案書は次により作成すること。

- (1) 共通事項
  - ア 用紙は、A3版あるいはA4判を用い、印字は片面記載とし、ホチキスで綴じること。
  - イ 文字の大きさは、12ポイント以上とするほか、イラスト、イメージ図の使用などの表現方法は任意とする。
  - ウ 副本については、事業所名など提案者が判別できるものは記載しないこと。
- (2) 提案事項、内容等  
別添「安芸太田町第10期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定業務仕様書」を参考に、次に掲げる事項について提案すること。
  - ①業務の実施方針、実施計画等
    - ・委託業務についての実施基本方針と実施体制
    - ・業務フロー及び実施計画
  - ②業務に対する具体的提案
    - ・各種調査の分析結果を活用した安芸太田町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定における内容、情報連携等の提案。
    - ・計画策定については、「第三次安芸太田町長期総合計画」及び「第3期安芸太田町地域福祉計画（第2期安芸太田町成年後見制度利用促進基本計画）」、現行の「安芸太田町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」や「安芸太田町地域包括ケアシステム構築計画」等との整合性を留意しての提案。

## 8 提案書の提出方法

提案書は、1参加者につき1提案とし、次により提出すること。

- (1) 提出書類及び部数
  - ア 提案書（正本1部、副本5部）  
ただし、正本の表紙には、事業所名を表示することとし、副本には、一切事業所名を表示しないこと。
  - イ 概算見積書（1部）
- (2) 提出期限  
令和8年6月22日（月）午後5時まで
- (3) 提出先  
第5項（3）に同じ。

(4) 提出方法

第5項(4)に同じ。

## 9 提案書に関する質問書の提出手続等

提案書の作成又は提出に関する質問がある場合は、原則、書面（任意様式）により提出するものとする。

(1) 質問書の提出期限

令和8年6月10日（水）午後5時まで

(2) 提出先

第5項(3)に同じ。

(3) 提出方法

FAX又は電子メール

(4) 回答方法

随時、全プロポーザル参加者に対して、メール又はFAXにより回答する。

## 10 審査及び優先交渉権者の決定方法等について

「プロポーザル審査委員会」において審査を行い、優先交渉権者を特定する。なお、審査及びヒアリングは非公表とする。また、特定された優先交渉権者に対しては、原則として当該業務を委託するものとするが、優先交渉権者との間で契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(1) ヒアリングの実施

ア 提案書を基に、プロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。

イ 令和8年6月26日（金）に安芸太田町役場において実施することとし、詳細な時間及び場所については、別途プロポーザル参加者に通知する。

ウ 説明者は配置予定管理責任者1名と配置予定担当者1名を含む計3名以内に限定され、代理の出席は認めない。なお、配置予定管理責任者及び配置予定担当者は必ず出席すること。

エ パワーポイント等の使用は認めるが、電源以外はすべてプロポーザル参加者側で持参すること。

オ ヒアリングは1プロポーザル参加者約30分（説明20分、質疑10分程度）を予定し、順次個別に行う。（時間については変更する場合がある。）

(2) 審査

ア 提出された提案書、概算見積書及びヒアリング内容を審査（第2次審査）し、当該業務の委託に最も適していると認められるプロポーザル参加者を優先交渉権者として特定する。

イ 特定したプロポーザル参加者に次いで当該業務の委託に適していると認められる者を次点の者として特定する。（その後も同様とする。）

ウ 審査結果（審査の詳細は除く。）については全プロポーザル参加者に通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

### (3) 審査基準

評価項目は、次のとおりとする。

- ア 提案内容（理解度、地域精通度、創意工夫、実現可能性等）
- イ 概算見積額の妥当性
- ウ その他（資料品質、取組み姿勢等）

### (4) 契約交渉における注意事項

- ア 参加希望時に記載した管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。
- イ 提案書に記載した履行体制は、原則として変更できないものとする。
- ウ 発注者は、提案内容に拘束されないものとする。
- エ 発注者は、契約に必要な実施する仕様書の作成等を求めることができるものとする。

## 11 参加希望書・提案書の取り扱い

- (1) 提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (2) 提出後は返却しない。
- (3) 著作権はそれぞれの提出者に帰属する。
- (4) 提出者に無断で、目的外の使用はしない。
- (5) 原則として非公開とするが、公平性及び透明性の確保のため必要が生じたときは、公開する場合がある。

## 12 その他

- (1) 本プロポーザルに関わる一切の費用については、提出者の負担とする。
- (2) 次に該当した場合は、参加希望書及び提案書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。
  - ア 参加希望書又は提案書に虚偽の記載をした場合
  - イ この公告に定める各事項に違反した場合
  - ウ その他不正又は不誠実な行為があった場合